

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第101号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年3月17日 11時45分ごろ
発生場所	広島県福山市走島 <sup>はしり</sup> 北西方沖 走港中北防波堤西灯台から真方位279°325m付近 (概位 北緯34°21.05′ 東経133°25.72′)
事故等調査の経過	平成26年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	灯台見回り船 はるひかり、21トン
船舶番号、船舶所有者等	131167、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	舵板下部に擦過傷、推進器翼に曲損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、走港中北防波堤西灯台を点検するため、船長が手動操舵で操船に当たり、約8ノットの対地速力で走島北西方沖を北北東進していた。</p> <p>船長は、走港中北防波堤西灯台に向けて針路を約090°（真方位、以下同じ。）とする予定変針場所の東方近くに、刺し網の漁具と思われるボンデン（ブイ）を認めたので、予定変針場所を約50m過ぎた所で同灯台に向けて右転し、約099°の針路で航行中、平成26年3月17日11時45分ごろ、本船は、福山市加治屋島<sup>かじや</sup>南東方沖の浅所に乗り揚げ、乗り切った。</p> <p>船長は、停船して浸水及び油の流出がないことを確認した後、機関の回転数を徐々に上げたところ、異常な振動が認められたので、灯台の点検を中止し、広島県尾道系崎港に帰港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮時</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.2mであった。</p> <p>船長は、加治屋島南東方沖に干出岩を含む浅所があることを知っており、同浅所と走島北西岸の防波堤との間を航行しているつもりであった。</p> <p>船長は、予定変針場所を過ぎて右転した後、レーダー及び航海用電子参考図の表示装置を見ていなかった。</p> <p>船長は、本事故後、航海用電子参考図の表示装置で確認したところ、本船の航跡が加治屋島南東方沖の干出岩を強調する点線の表示と</p>

	重なっていることを認めた。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、走島北西方沖を北北東進中、予定変針場所を過ぎて右転した後、船長が、加治屋島南東方沖の浅所と走島北西岸の防波堤との間を航行しているものと思い、船位を確認していなかったことから、加治屋島南東方沖の浅所に向かっていくことに気付かずに航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、走島北西方沖を北北東進中、予定変針場所を過ぎて右転した後、船長が、加治屋島南東方沖の浅所と走島北西岸の防波堤との間を航行しているものと思い、船位を確認していなかったため、加治屋島南東方沖の浅所に向かっていくことに気付かずに航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	船長は、本事故後、余裕を持った航海計画を立てること及び避険線を入力するなどの再発防止策を講じた。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視のほかにレーダー等を活用し、船位を確認しながら航行すること。</li> </ul>